

委員会決定留意事項の反映状況

北方領土問題対策協会.....	2
国民生活センター.....	3
物質・材料研究機構.....	9
防災科学技術研究所.....	11
量子科学技術研究開発機構.....	13
日本学術振興会.....	16
日本スポーツ振興センター.....	17
日本芸術文化振興会.....	19
日本私立学校振興・共済事業団（準用法人）.....	20
勤労者退職金共済機構.....	22
高齢・障害・求職者雇用支援機構.....	24
福祉医療機構.....	27
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園.....	28
農畜産業振興機構.....	31
農業者年金基金.....	33
農林漁業信用基金.....	37
新エネルギー・産業技術総合開発機構.....	40
日本貿易振興機構.....	42
情報処理推進機構.....	46
エネルギー・金属鉱物資源機構.....	49
海上・港湾・航空技術研究所.....	50
鉄道建設・運輸施設整備支援機構.....	53
国際観光振興機構.....	56
空港周辺整備機構.....	58

「独立行政法人等の中（長）期目標の策定について」（令和4年12月5日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【北方領土問題対策協会】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人の長から職員に対して法人のビジョンを明確に発信するとともに、従来からの研修の奨励や外部組織との人材交流に加え、職員の意向も踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成を推進すること等により、職員のモチベーションの維持・向上を図ることを目標において明確にしてはどうか。</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 業務の見直し 本中期目標期間初年度において、<u>理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、<u>人員配置の見直し</u>、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。(8頁)</u></p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 (3) 人事・労務管理 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、<u>研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成の取組を進める。(略) (10頁)</u></p>
<p>○ 国民世論の啓発において重要な情報発信については、重点対象である若年層に対して一層訴求するものとなるよう、その内容や手法を改善していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 国民世論の啓発 (略) これまで啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に、相対的に関心度が低い若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等と連携した取組も進める。(2頁)</p> <p>③ 国民一般に対する情報発信 (略) その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。(略)</p> <p>これらの取組に当たっては、各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。[参考 令和3年度実績：532件] ・ 各年度におけるSNS等による情報発信について、読者数各年度8%増、反応数は前年度比増とする。[参考 令和3年度協会SNS読者数：ツイッター 112,392件／フェイスブック 13,272件／インスタグラム 274件] ・ 各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実施する。(3頁)

【国民生活センター】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の刷新に合わせ、蓄積されたデータとAI技術の併用による情報発信など、PIO-NETのより効果的な活用を主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら検討することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション) (消費者を取り巻く環境の変化とセンターが取り組む重点領域) 消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション: こうした中、相談業務を支えるPIO-NETの改革に係る検討の具体化に向けて、消費者庁とセンターは、学識経験者、実務家、相談現場の各有識者から専門的な意見を聴取するため、「消費生活相談デジタル化アドバイザリーボード」を設置した。令和3年9月には「消費生活相談のデジタル化に係る中間的とりまとめ」を、令和4年6月には「消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2022」を作成・公表するなど、着実に検討を進めている。 厳しい財政状況の下、事業を一層効率化しつつ、質の高い行政サービスを提供することが求められており、また、令和8年10月にはPIO-NETが次の更改時期を迎えることから、これに向けて、消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション(以下「消費生活相談DX」という。)を推進していく必要がある。(4頁)</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2. 情報収集・分析事業 消費者基本法第25条において、センターは、「国民の消費生活に関する情報の収集及び提供」を行うことが規定され、センター法第10条及び第42条では国民生活に関する情報を収集、分析し、国民や関係機関等へ提供することが規定されている。情報収集・分析事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。 また、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」の報告書における消費生活相談の情報の保存期間の延長に関する提言を踏まえ、PIO-NETに蓄積されたデータの更なる活用、相談情報の保存期間の延長に向けた取組等を進める。(8-9頁)</p> <p>(1) PIO-NET等の刷新 ① 消費生活相談DXの推進を支えるシステムの構築等 消費生活相談は、消費者のことを第一に考える視点を軸に、センターや消費生活センターの消費生活相談員の働きやすさの向上等も進めながら、消費者被害の最小化に資することが重要である。この点で、デジタル技術は、現在の電話中心の相談業務について、標準化・高度化や、分業を通じた専門知識の活用等を促すものであり、遠隔相談やテレワークなど、センターや消費生活センターの消費生活相談員による場所を選ばない多様な働き方を推進し、人は人が行うべき業務に集中することや、高度で専門的な知識を有する消費生活相談員が居住地・勤務地にかかわらず専門的な相談に対応することを可能にするものである。 こうした観点も含めて、センター及び消費者庁は、引き続き、消費生活相談DXを推進し、令和8年10月のPIO-NETのシステム更改時期に合わせ、これに対応するPIO-NETの刷新について、</p>

検討を行い、実現を図る。

また、この刷新の中で、消費者の自己解決等を促すためのウェブサイトやSNSのチャットボット等を活用した消費者向けのFAQ等の情報提供の充実、P I O - N E T 専用の回線・端末や独自開発等の枠組みからインターネットとクラウドサービスを活用するシステムへの移行、消費生活相談員向けオンラインマニュアルの整備やP I O - N E T の利便性向上等による相談業務の効率化等、A I、音声認識などの新技術の動向を踏まえつつ、デジタル技術の事務・事業への導入の検討を進め、消費生活相談情報の更なる活用について検討を進める。

さらに、相談受付からP I O - N E T に登録されるまでの平均日数（以下「登録日数」という。）を短縮することは、消費者被害の早期認識のために重要であることから、消費者庁と連携して地方公共団体等の協力を得て、引き続き相談受付後の一層速やかな登録を促すことなどにより、これを短縮するよう努める（センターが自ら受け付けた相談についても短縮に努める。）。この点、消費生活相談D X を更に進める中で、業務の見直し等による更なる期間短縮の可能性を含めて検討する。（9-10 頁）

【指標】

- ・ P I O - N E T 刷新後の新システムの専用端末率・専用回線率
- ・ センター職員・消費生活相談員のテレワーク率
- ・ センター職員・消費生活相談員の遠隔地勤務事例数
- ・ 消費者向け F A Q へのアクセス件数

【目標水準の考え方】

消費者の利便性の向上、センターや消費生活センターの消費生活相談員の働きやすさの向上、専門的な内容を含めた遠隔相談やテレワークの実現等のためには、P I O - N E T 刷新後の新システムにおいては、一定の場所での勤務が前提となる専用端末・専用回線からの脱却が必須となる。そのため、P I O - N E T 刷新後の新システムの専用端末率及び専用回線率を目標とし、廃止する（その率を0%とする。）。これにより、テレワークが技術的に100%実施できる体制とする。

また、P I O - N E T 刷新後の専門的な内容を含めた遠隔相談やテレワークの実現等のためには、それらに資する知見をセンターにおいて蓄積することが重要である。そのため、その知見の蓄積に向け、テレワーク環境の整備を進め、これに応じて、センター職員・消費生活相談員のテレワーク率を目標とし、集中実施日を定めて当該期間において7割以上のテレワークを実施するとともに、年間平均で2割以上実施する。さらに、遠隔地で勤務する職員・消費生活相談員による専門的な知識をいかした相談関係業務等の勤務事例を作り、知見を蓄積していくことが重要であることから、センター職員・消費生活相談員の遠隔地勤務（3か月～1年程度）の事例数を目標とし、年間2事例以上実施する。

加えて、P I O - N E T の刷新後、消費生活相談員が対応すべき案件に集中できるようにし、消費者の利便性を高め、自己解決等をより促していくには、消費者向けのFAQ等の情報提供が重要な役割を果たすことに鑑み、消費者向けFAQへのアクセス件数を目標とし、554,933件（平成30年度～令和3年度の平均）以上のアクセスを得る。

○ 多様化する消費者の特性に応じた情報提供の取組を充実させることについて、目標に盛り込んではどうか。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 広報事業

(1) 国民への情報提供

③ 消費者庁が行う注意喚起への協力

消費者庁が行う注意喚起について、消費者の行動の変化に応じて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報提供する。（6頁）

④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供

消費者基本計画では、災害時に一時的にせい弱性が增大する被災者が悪質商法による被害に遭わないよう、一人一人に届く情報発信の仕組みを構築するとともに、全ての消費者に対し苦情処理や紛争解決に資する専門的知見に基づくサポートを行うため、SNS・AI等のICTを活用した情報提供等を求めている。

これらを踏まえ、災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト・SNS等を通じて適時適切に提供する。（6頁）

(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供

① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、「見守り新鮮情報」等の情報提供について、センターのウェブサイトや、センターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に紹介し、登録を呼び掛けるものとする。さらに、消費者庁が開催する「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員及び地方公共団体に対して行うほか、消費者庁と連携し、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員や民生委員協議会・社会福祉協議会・介護福祉士の活動組織等の支援機関及びその構成員に対し、消費生活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすくなるよう積極的な広報活動に努める。

さらに、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすくなるようにするための情報提供の方法について、既存のメールマガジン以外の方法も検討し、目標期間中に適宜実施していくものとする。（7頁）

【指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数

【目標水準の考え方】

「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることから、発行回数そのものを単に増加さ

せることよりも、発行されたものがより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とし、22,909人（平成30年度～令和3年度の平均）以上の登録者数とする。

2. 情報収集・分析事業

(1) P I O-N E T等の刷新

① 消費生活相談DXの推進を支えるシステムの構築等

また、この刷新の中で、消費者の自己解決等を促すためのウェブサイトやSNSのチャットボット等を活用した消費者向けのFAQ等の情報提供の充実、P I O-N E T専用の回線・端末や独自開発等の枠組みからインターネットとクラウドサービスを活用するシステムへの移行、消費生活相談員向けオンラインマニュアルの整備やP I O-N E Tの利便性向上等による相談業務の効率化等、A I、音声認識などの新技術の動向を踏まえつつ、デジタル技術の事務・事業への導入の検討を進め、消費生活相談情報の更なる活用について検討を進める。（9頁）

3. 相談事業

(1) 苦情相談

③ 訪日外国人旅行者への対応

消費者基本計画第2章（4）において、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人による消費は、足下はコロナ禍の影響で減少しているものの、今後は増加していくことが想定されている。ポストコロナ時代を見据え、センターは、関係機関と連携し、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う。また、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談については、平成30年度に設置した訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）の活用等により被害の救済に取り組むとともに、外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う等、訪日外国人の消費者被害の発生又は拡大の防止に役立てる取組を行う。（13-14頁）

【指標】

- ・ 訪日観光客向けFAQへのアクセス件数

【目標水準の考え方】

訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う上で、令和3年7月に開設した訪日観光客向けFAQが重要なツールとなっているため、訪日観光客向けウェブサイトのFAQへのアクセス件数を目標とし、今後、更なる利用を促し、年間10,000件以上のアクセスを得る。

④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応

消費者基本計画では、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号等の後、住宅等の被災した消費者の生活基盤が毀損され、生活関連物資の入手が困難になる

など、消費生活が深刻な影響を受けたり、住宅の補修等の生活基盤の再建に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者トラブルが多発したりする傾向にあるとしている。また、自然災害被災後の生活基盤の再建時等においては、高齢者等だけでなく、いわゆる一般的・平均的消費者についても、重要な生活基盤の再建のため焦って契約してしまうなど、一時的にぜい弱性が増加し、取引において自主的かつ合理的な選択が困難となってしまうおそれがあることに留意する必要があると指摘している。さらに、令和2年1月以降は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染症に便乗した悪質商法やトラブルが発生している。これらの状況を踏まえ、災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行う。

さらに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し、援助者の派遣や緊急対応の特設電話の開設、都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。(14-15頁)

4. 商品テスト事業

(1) 商品テストの実施

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト、P I O - N E T、消費者庁との共同運営によって全国の参画医療機関から消費者事故の情報収集をしている医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事案を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施する。また、相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応し、重大事故等のおそれのある事案のテスト結果についても情報提供する。さらに、消費者安全法第14条の規定や設立10周年を迎えた消費者安全調査委員会との連携強化への取組を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁(消費者安全調査委員会を含む。)からの求めに応じ必要な協力を行う。なお、注意喚起のための商品テストについては、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価委員会により、テストの企画立案、テスト結果の分析・評価及び公表の妥当性等について審議を行う。そのほか、必要に応じて関係機関との連携強化、外部化を始め、商品テスト事業を強化する。(18頁)

【指標】

- ・注意喚起のための商品テスト実施件数

【目標水準の考え方】

注意喚起のための商品テスト実施件数については、同テストの重要度が高いことから、今後もこれまでに以上の実施が期待される。そのため、各年度の注意喚起のための商品テスト実施件数を目標とし、11件(平成30年度～令和3年度の平均)以上実施する。

6. 適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携等事業

センターは、センター法第10条第6号に規定する「適格消費者団体が行う差止請求関係業務(消費者契約法第13条第1項に規定する差止請求関係業務をいう。)の円滑な実施のために必要な援助を行う」業務

	<p>及び同条第8号に規定する「特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる」（以下「立担保」という。）業務及びセンター法第43条の2「長期借入金をする」等の業務を一体的・効果的に実施するため、以下の取組を行う。（26頁）</p> <p>（1）<u>適格消費者団体及び特定適格消費者団体との連携</u> <u>適格消費者団体及び特定適格消費者団体との意見交換や情報共有等によって、一層緊密に連携するよう努める。</u>（26頁）</p> <p>【指標】 ・適格消費者団体及び特定適格消費者団体との意見交換等の件数</p> <p>【目標水準の考え方】 契約法等改正法によってセンターに適格消費者団体に関する業務が追加され、適格消費者団体及び特定適格消費者団体との緊密な連携が一層求められる中であることから、意見交換等の件数を目標とし、年間9回（平成30年度～令和3年度の平均）以上実施する。</p> <p>（2）<u>適格消費者団体への援助</u> ② <u>適格消費者団体への情報提供</u> <u>適格消費者団体の求めに応じ、適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、消費生活相談等に関する情報を提供する。</u>（27頁）</p> <p>【指標】 ・適格消費者団体への情報提供方法等の周知団体数</p> <p>【目標水準の考え方】 契約法等改正法によって適格消費者団体に提供する情報の範囲が拡大された中、よりの確に情報提供ができるよう、適格消費者団体への情報提供方法等の周知団体数を目標とし、全ての適格消費者団体（令和4年末時点：23団体）に周知する。</p>
<p>○ 複雑化・多様化する消費者トラブルに機動的に対応するため、目標水準や定量指標を見直すことについて検討してはどうか。</p>	<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） （我が国の消費者政策とセンターの目的） 我が国の消費者政策の基本となる事項は、「消費者基本法」（昭和43年法律第78号）により定められ、同法第2条では「消費者政策」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策」と定義し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を政策推進の基本理念としている。また、同法第1条では消費者政策の推進により「国民の消費生活の安定・向上を確保する」ことを法の目的として掲げ、その達成に向けて、同法第9条において「消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定める」ことを規定している。令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、4回目の策定となる消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定。令和3年6月15日改定。以下単に「消費者基本計画」という。）においても、引き続き、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を更に推進していくとしている。（1頁）</p>

【物質・材料研究機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究開発成果を創出する観点から、様々な課題に柔軟に対応できるよう大局的、かつ、より実効性を高めた目標となるよう検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発 <u>政府戦略や社会的要請等に基づき、重点的かつ領域横断的に実施すべき研究開発については、上記の研究領域にとられない体制を柔軟に構築し、適切な実施期間・評価体系を設定した上で、機動的に取り組むこととする。</u>（5頁）</p>
<p>○ 法人の研究開発成果を社会実装に結び付けていくため、多様な形態での外部機関との連携構築等を一層推進していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元</p> <p>3.1 物質・材料研究に係る産業界との連携構築 <u>機構で創出した研究成果を産業界に橋渡しし、社会実装を促進させるため、機構は産業界との連携構築及び深化に取り組む。機構の研究シーズと企業のニーズが融合した組織対組織の連携スキームとして、共通の研究課題の下で複数企業との共同研究を行う「業界別水平連携」によるMOP（マテリアルズ・オープンプラットフォーム）の形成や、世界をリードするグローバル企業との二者間の連携を深化させる企業連携センター等を通じて、柔軟かつ迅速に対応し得る多様な企業連携の仕組みを整備する。</u> （7頁）</p> <p>3.2 研究成果の社会還元 特定国立研究開発法人の一つである機構は、我が国全体のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、<u>研究成果の社会への還元の役割を果たすべく、組織的かつ積極的に事業会社への技術移転に取り組む。また、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成二十年法律第六十三号）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対する出資並びに人的及び技術的援助等の積極的な取組を通じ、外部専門機関等との連携を取りながらスタートアップ段階の企業の支援を一層促進する。更に、研究成果の社会への還元を効果的かつ効率的に推進するため、機構として優れた知的財産を創出するとともに、国内外における権利化を図り、様々な連携スキームを活用して組織的かつ積極的に質の高い実施許諾をはじめとした技術移転に取り組む。</u>その際、企業との連携において双方がメリットを追求できるような柔軟な知的財産の取扱いや、グローバル市場を想定した外国特許への出願等の観点にも留意し、知的財産の戦略的な創出・管理・活用に努める。（7～8頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> （評価軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果を産業界に橋渡しし、社会実装を促進させるため、産業界との連携構築に向けた取組が積極的に行われているか。 ・ 産業界との様々な連携スキームを活用した技術移転等を通じて、創出された研究成果の社会還元を実施できているか。 等 <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の産業界への橋渡しや社会実装の促進に繋がる多様な連携の仕組みの構築に向けた取組 ・ 産業界との様々な連携スキームの活用による技術移転や成果活用事業者等への支援の取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の社会への還元を効果的かつ効率的に推進するための知財マネジメントの取組 ・産業界との連携構築状況、民間資金の獲得状況 ・成果活用事業者等への実施許諾件数、出資件数 ・知的財産の出願・権利化の件数
<p>○ 法人自身のプレゼンスを更に高めるため、研究開発成果の活用事例等について、より幅広い層に積極的に情報発信していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 研究成果等の発信力強化とプレゼンスの向上及び広報・アウトリーチ活動の推進</p> <p>4.2 広報・アウトリーチ活動の推進</p> <p><u>国民の理解、支持及び信頼を獲得するため、機構の活動を国民目線で分かりやすく紹介し、より幅広い層に認知される取組を、引き続き戦略的に推進する。これにより、機構の活動や研究成果等が国民各層から幅広く理解されるよう努める。また、マテリアル研究開発全般に関する国民各層の関心やリテラシーの向上に向けた取組も積極的に実施する。</u></p> <p>更に、機構は、得られた研究開発成果及びそれを生み出すための充実した研究環境について、国内外の研究機関・大学及び関係する産業界へ発信し、国際的に活躍できる研究機関としての機構の知名度を向上させる。これにより、国内外の優秀な研究者及び研究をサポートする専門技術人材の獲得を目指し、それが更なる研究開発成果の創出につながっていくという好循環が生み出されるよう、新たな視点での広報体制の充実や研究情報の対外発信力の強化を図る。（8頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の活動や研究成果等が理解されるよう、国民各層への広報・アウトリーチ活動が適切に行われているか。また、これらの活動が新たな価値創造に結びついているか。 <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の知名度の向上、機構の活動や研究成果等に対する国民の理解・認知度の向上を図るための取組 ・多様な媒体を通じた研究成果等の対外発信状況 ・機構の知名度を向上させるための研究情報の発信件数、国民各層から幅広く認知されるための広報活動の実施件数
<p>○ 物質・材料の安全性・信頼性を高めるための研究など、必ずしもイノベーションの創出に結び付かない取組であっても、適切に評価されるよう目標を検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 多様な形態での連携構築及び研究成果の社会還元</p> <p>3.2 研究成果の社会還元</p> <p><u>社会的ニーズへの対応として、イノベーションの創出に直結しにくい基盤的な活動についても、機構職員の高い専門性を駆使して、安全性・信頼性等の観点から社会還元するための取組を適切に行う。</u></p> <p>（8頁）</p>

【防災科学技術研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人の研究開発成果の活用の促進や、防災・減災市場の創出・拡大を図るため、国内外の産学官民のステークホルダーとの多様な形態での連携構築等を一層推進していくほか、連携に係る取組や成果を適切に分析 評価し、情報共有していくことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成</p> <p>(1) 防災科学技術の中核的機関としての産学官民共創の推進</p> <p>我が国の防災科学技術に関するイノベーションの中核的機関として、レジリエントな社会の実現に向け、社会の期待とニーズを踏まえて、組織・分野横断型の防災科学技術の研究開発を行い、<u>国や地方公共団体、大学・研究機関、民間企業等のステークホルダーとの幅広い連携を図り、連携に係る取組や成果を防災科研自ら分析・評価し、ステークホルダーに情報共有をするなど、更なる共創の強化に繋げる。</u>スタートアップ等も含む産学官民による共創で研究開発を推進し、防災科研のみならず、オールジャパンでの社会的課題の解決に向けて、情報プロダクツを生成することにより研究成果の社会的価値が創出されるよう取組を進める。(5頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジリエントな社会の実現に向け、産学官民による共創で研究開発を推進し、防災科研のみならず、オールジャパンで成果が創出されるよう取組を推進しているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官民共創の成果 ・外部資金の獲得に向けた取組状況及びその成果 ・情報プロダクツの生成件数 ・共同研究・受託研究件数 ・シンポジウム・ワークショップ等の開催数 ・外部資金獲得額、件数 <p>(3) 研究開発の国際展開</p> <p>我が国の防災科学技術の中核的機関として、我が国ひいては国際的な防災力・レジリエンスの向上のため、研究開発の国際展開に係る取組を積極的に実施する。具体的には、<u>国際機関や国内の学術団体等と連携し、防災科学技術に係る今後の方向性の議論に参画するとともに、海外の大学・研究機関・国際機関等との国際共同研究や国際連携、海外への情報発信、防災科学技術の海外展開、研究者の国際交流による国際頭脳循環を推進する。</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国ひいては国際的な防災力・レジリエンスの向上のため、国内外の機関との連携や、国際共同研究、研究者の国際交流の促進を図っているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関・国際機関等との連携による成果

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 防災科研が主催・参加した国際会合の数・ 国際会合での口頭発表件数・ 海外の研究機関・国際機関等との国際共同研究数・ 国際共著論文数・ 研究者・研修生等の海外からの受入者数、海外への派遣者数・ 国際協力の取決め数 |
|--|--|

【量子科学技術研究開発機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 研究開発成果をイノベーションに結び付けるため、例えば、研究開発の内容や成果を法人内で共有し有効活用するなど、法人内の複数部門間の連携を一層促進していくことや、外部機関との連携を推進していくことを目標に盛り込んでどうか。このような目標を確実に達成するため、主務省と法人が十分コミュニケーションを取りつつ、主務大臣が明確化した法人の「使命」及び「ミッション」を踏まえた法人全体の内部統制を強化していくことについても目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術等に関する研究開発</p> <p>(4) 異分野連携・融合等による萌芽・創成的研究開発</p> <p>経済・社会・環境が調和した持続可能な社会（SDGs）の実現に向けて、本法人全体で一体的に取り組むため、多様な分野の研究開発を推進する本法人の特色を生かした異分野の連携・融合による革新的な研究開発プロジェクトや若手研究者等の自由な発想に基づく独創的な研究開発等を積極的かつ戦略的に<u>行い、新たな研究・技術シーズの創出を推進する。</u>（7頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の各部門が連携し、法人全体が一体となり、異分野の連携・融合による研究開発を積極的かつ戦略的に推進しているか。 ・研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異分野の連携・融合による研究開発の推進の状況 ・研究開発マネジメントの取組の状況 ・異分野の連携・融合による研究課題数 <p>3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進</p> <p>(2) 産学官の連携による研究開発成果の社会実装等の推進</p> <p>本法人が運用・保有する最先端の研究設備、研究ネットワーク等を最大限に活用して、<u>産学官の外部機関との共同研究や人材交流等の連携を積極的に推進する。</u>（9頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の連携による研究開発の推進ができているか。 ・産学官の共創を誘発する場を形成しているか。 ・研究成果の社会実装に向けて積極的な取組を推進できているか。 ・研究開発成果の最大化を図るため、他の量子技術イノベーション拠点との連携を推進しているか。 <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の連携による研究開発の状況 ・産学官の共創を誘発する場づくりの状況 ・研究成果の社会実装の実績 ・他の量子技術イノベーション拠点との連携による研究開発成果の創出状況 ・企業からの共同研究の受入金額・共同研究件数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションハブにおける年間参画企業数 ・研究成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者への支援に関する取組の質的量的状況 <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>2) 内部統制の強化</p> <p><u>本法人の果たすべき役割を踏まえて、適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するため、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。(11頁)</u></p>
<p>○ 研究開発成果等の積極的な情報発信により、量子科学技術研究に対する国民の理解促進を図るとともに、当該分野の人材を確保・育成していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 研究開発の成果の最大化に向けた基盤的取組</p> <p>(2) 積極的な情報発信及びアウトリーチ活動</p> <p><u>本法人の研究開発成果等を多様な広報手段を用いて積極的に情報発信することにより、産業界・大学・研究機関等の研究成果の活用や研究活動への参画を促進する。また、研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等について、施設公開やSNS等を活用して分かりやすい情報発信を行うことにより、本法人の研究開発の意義に対する国民の理解を深めるとともに、次世代の量子科学技術等を担う人材の育成・確保に貢献する。(10頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な機関の研究成果の活用や研究活動への参画を促進するため、研究開発成果等を多様な広報手段を用いて積極的に情報発信できているか。 ・国民の理解を深めるとともに、次世代人材育成・確保にも貢献するため、SNS等を活用して、分かりやすい情報発信を行うことができているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な機関に向けた研究開発成果等の積極的な情報発信の状況 ・国民向けの分かりやすい情報発信の状況 ・プレスリリース等の件数 ・施設公開や外部向けイベントなどアウトリーチ活動の件数や参加人数、満足度等
<p>○ 個々の研究課題の特性を踏まえつつ、次期中長期目標期間における達成目標及び達成時期を可能な限り明確にしていくことについても目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術等に関する研究開発</p> <p>(1) 量子技術の基盤となる研究開発</p> <p>加えて、<u>本中長期目標期間中に市場ニーズの高い量子材料を安定的に生産する技術の確立を目指す。(3頁)</u></p> <p>(2) 健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発</p> <p>1) 量子生命科学に関する研究開発</p> <p>さらに、<u>本中長期目標期間中に量子生命科学分野において市場ニーズの高い技術の確立を目指す。(4頁)</u></p>

2) がん、認知症等の革新的な診断・治療技術に関する研究開発

固形がんを対象とした重粒子線がん治療の装置について、現在普及している装置を大幅に小型化・高度化した次世代重粒子線がん治療装置（量子メス）を、令和9年度頃を目標として実用化するとともに、さらなる小型化に向けた研究開発を行う。（5頁）

(3) 核融合エネルギーの実現に向けた研究開発

また、21世紀中葉の原型炉運転開始を目指して、ITER・先進プラズマ研究開発・核融合理工学研究開発の成果の活用等により、原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。（6頁）

3. 研究開発成果の最大化のための関係機関との連携推進

(1) 官民地域パートナーシップによる3 GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu の整備等

令和5年度は、地域パートナーと連携・協力しながら、新しい現象の発見・解明や新技術の創出・産業利用等に繋がる NanoTerasu の整備等に取り組む。

令和6年度以降は、産学官連携により NanoTerasu の各ビームラインの性能を最大限活用することに加え、実験のリモート化対応等の効率化・利便化により幅広いユーザーの利用を促進し、革新的な材料・デバイス等の創製・産業応用を推進する。（9頁）

【日本学術振興会】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人の諸事業を効果的・効率的に実施するため、例えば、諸外国の学術振興機関等との活動内容の比較を行い他機関における優れた取組を取り入れることや、事業の在り方について不断の改善を行うことなどにより、法人全体の事務事業の改善等に組み込んでいくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 学術振興のための支援基盤の強化</p> <p>(3) 学術の振興に資する情報分析等の強化</p> <p><u>振興会の諸事業の動向や成果及び国内外における学術研究等に関する動向等の把握・分析を行い、事業の企画・立案・見直しや我が国の学術の振興に資する分析機能の強化に取り組む。</u> (9頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>5-4 情報の分析や調査研究の成果の内外への発信・提供状況 (B水準：中期目標期間中に20件程度)</p>
<p>○ 法人が実施する諸事業における活動及び成果について積極的に情報発信し、学術研究の社会的評価を一層高めていくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 学術振興のための支援基盤の強化</p> <p>(4) 情報の発信と成果の普及</p> <p><u>学術研究が社会的により一層評価されるよう、情報発信と社会への還元に取り組む。</u></p> <p><u>そのために、振興会が実施する諸事業における活動及びその成果に関する情報について、広報戦略を策定の上で、社会のニーズも踏まえつつ、積極的に発信する。</u></p> <p>また、大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進する等、学術の社会的連携・協力を推進する。(9頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>5-5 振興会ホームページへのアクセス状況 (アクセス数等を参考に判断)</p>

【日本スポーツ振興センター】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ スポーツ振興くじ助成については、事業をより効果的に実施するため、事業の効果を測定し公表していくことや、ニーズ等を踏まえ助成メニューの見直しを検討するなどの取組により、障害者や子供・若者などの多様な主体におけるスポーツ参画を促し、地域のスポーツ振興に貢献していくことを目標に盛り込んではどうか。その際、助成財源となるスポーツ振興くじが、投票の対象となる競技の振興を促すものとなるよう検討していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施</p> <p>スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金について、十分な財源の確保に努めるとともに、その助成金をはじめとしたスポーツ振興助成制度においては、効果的な助成を実施していく必要がある。</p> <p>特に、<u>スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努める。</u>（6頁）</p> <p>また、<u>地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。</u>（6頁）</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 また、<u>Jリーグ及びBリーグと協働し、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努めるとともに、両リーグのファン獲得に向けた取組を行うなど、相互の発展に向けた取組を行うこととする。</u>（6頁） ・<u>助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。</u>（6頁） <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじ助成における事業の効果。 ・スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数。
<p>○ 企業・大学等との共同研究や保有する施設の利活用を促すため、法人側から外部機関に対し積極的に働きかけるなど、広報活動を強化していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等</p> <p>秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、<u>JSCがこれまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。</u>（2頁）</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等については、利用率の向上や情報発信を図るとともに、施設利用者等の具体的なニーズを施設の管理運営に反映させる。</u>（3頁） <p>2. 国際競技力の向上のための取組</p> <p>スポーツ基本計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月スポーツ庁長官決定）を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図りつつ、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリン</p>

	<p><u>ピック委員会（以下「JPC」という。）</u>、各競技団体、地域のスポーツ医・科学センター及び大学等と連携し、<u>オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、国際競技力の向上に取り組む。</u>（４頁）</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大学及び企業等との連携による共同研究や人事交流の促進、先端技術を活用した取組によりHPSCの機能を強化し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究、人材育成の充実を図る。</u>（５頁）
<p>○ 施設運営に当たっては、環境負荷を減らす取組を推進することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業務運営に当たっては、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。</u>（11頁）
<p>○ スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を未然に防ぐため、スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向や国内の現況などをスポーツ団体に積極的に共有していくことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、<u>スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底及びドーピング防止活動の推進に対し、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。</u>（８頁）</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内の現況等を把握するとともに、研修等の実施を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献する。</u>（８頁） ・<u>スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。</u>（８頁） <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも５つの団体にガバナンス等に関する現況把握の支援等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図り、スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進する。</u>

【日本芸術文化振興会】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 文化・観光の振興、地域の活性化を推進していくため、関係省庁・外部機関等との連携を強化し、伝統芸能の魅力を国内外に向けて発信していくことを目標に盛り込んではどうか。その際、将来的な公演の入場者数の増加や自己収入の確保につながるよう、公演の配信も含め、デジタル技術の一層の活用を検討していくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演</p> <p>(1) 主催公演</p> <p>⑤ <u>国、地方公共団体、関係する独立行政法人、他の劇場・音楽堂、芸術団体、企業等との連携協力等を強化すること。</u></p> <p>⑦ <u>多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を強化すること。</u></p> <p>⑧ <u>ICTを活用した舞台映像の配信等により国内外の幅広い人たちに鑑賞の機会を提供すること。</u> (6頁)</p> <p>4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用</p> <p>(2) <u>成果については、文化デジタルライブラリーや一般公開施設における展示公開等多様な方法を用いて幅広く提供するとともに、舞台映像等の配信に係る権利処理等を行うための関係機関等と連携した取組やデジタルアーカイブ化の推進など、より効果的に活用すること。その際には利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図ること。</u> (12頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4-2 文化デジタルライブラリーアクセス件数(前中期目標期間実績以上) ・4-3 舞台映像等の有料配信コンテンツ視聴者数(前中期目標期間実績以上)
<p>○ 国立劇場の再整備に伴い実施する新たな挑戦的な取組や公演の質を高めるための取組など、法人の取組が質的にも適切に評価されるよう、主務省と法人がコミュニケーションを図り、次期中期目標における指標や困難度の設定を検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演</p> <p>(1) 主催公演</p> <p>① <u>多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するように努めること。加えて、新たな技術や表現手法等を用いた上演手法も検討し、伝統芸能の多様性を確保するように努めること。</u> (6頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-3 伝統芸能の公開において、復活・復曲・新作の上演を実施した作品数(前中期目標期間実績の維持) ・2-A 全国各地の文化施設等における公演数(再整備期間中における代替施設における公演、共催・受託公演や地方自治体等の協賛公演等の公演数) <p>【困難度：高】</p> <p><u>多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するために、伝統芸能の復活・復曲上演並びに古典的技法を基盤とした新作を適切に実施するに当たっては、過去の上演資料の調査や上演台本の整理等の公演準備を長期的な視点で計画的に実施する必要がある、かつ演技演出等に関する専門的な知見を要することから困難度は高い。</u> (8頁)</p>

【日本私立学校振興・共済事業団】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 経営支援・情報提供事業について、主務省と十分連携しつつ、私立学校のニーズも踏まえた上で、財務情報にとどまらず、非財務情報も含めて情報収集・提供に取り組んでいくことや、法人が提供可能な情報等を積極的にアピールしていくことなどにより、経営支援等に資する取組を強化するとともに、経営状況の厳しい私立学校からの経営相談等の申込みを促していくことを目標に盛り込んではいかがでしょうか。また、当該業務を実施する上で必要な人材を確保・育成するほか、経営支援・情報提供事業と貸付事業の事業間の連携を一層推進するなど、支援体制の整備を図っていくことを目標に盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 3経営支援・情報提供事業</p> <p>(1) 私立学校への支援について、本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う<u>文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等</u>に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析等のモニタリングの強化を行う等、<u>経営相談等の取組を強化する。</u>（4頁）</p> <p>(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、<u>財務情報に限らず、非財務情報も含めた私立学校の好事例等、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。</u>（4頁）</p> <p><関連する評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備できたか ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえ、必要に応じて項目の追加・見直し等の改善が図られたか ・好事例・特色ある取組の収集・提供は適切に実施されているか。 ・事業団から、学校法人等への経営相談の周知・案内の件数：5件/年以上 ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上 <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4. 1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、<u>私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、例えば経営支援・情報提供事業及び貸付事業の連携を一層推進するなど、事業横断的な組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、事業団としての企画立案機能を強化する。</u>（7頁）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6. 5 人事に関する事項</p> <p>人材確保・育成方針を踏まえ、<u>必要人材の確保及び研修の実施により職員の専門知識の向上等</u>を図る。また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、外部組織との交流も含めた研修の機会を職員に提供すること等により、その資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できるような環境整備の検討を行う。（10～11頁）</p>

<p>○ 若手・女性研究者奨励金について、寄付金受入額の増加につながるよう、積極的にアピールしていくことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 4 寄付金事業</p> <p>(2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、<u>奨励金を交付した研究者の研究内容の見える化等の手法を通じ、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、寄付金確保に努めることとする。</u></p> <p>(6頁)</p> <p><関連する評価指標等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第5期中期目標期間中に1億500万円以上 ・ 「若手・女性研究者奨励金事業」の活動状況及び研究内容の周知及び報告：20件以上
---	---

【勤労者退職金共済機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 中小企業退職金共済制度の政策目標及び当該制度への加入促進の在り方を主務省として明確にした上で、ニーズや加入実態、制度の認知度等の必要なデータを法人が収集し、新規加入被共済者数目標に関する指標のみならず、政策目標の達成度合に関する指標等、より適切な指標を設定することを検討してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>2 一般の中小企業退職金共済事業</p> <p>(1) 加入促進対策の効果的实施【重要度 高】 <u>加入促進に当たっては、中小企業退職金共済制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、制度を長期的に持続可能とするために必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、以下の取組を実施すること。</u> <u>加入企業、非加入企業それぞれに対するアンケート調査を実施してその結果を分析し、その分析に基づき、広報の対象、内容、手段等を検討し、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 ・ 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。 ・ 説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>過去の実績を、労働需給要因、長期的トレンド、制度変更要因、コロナ禍の影響等により回帰分析した推計を踏まえ、中小企業における退職金制度の導入状況等も考慮し、指標を設定することとする。</u> （6頁） <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組 <u>(略) 機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。</u>（22頁）</p>
<p>○ 建設業退職金共済制度について、想定する利用者の特性や利用率の目標値を具体的に検討した上で、次期中期目標において、電子申請の普及により、加入事業者の利便性向上や業務処理の効率化を図ることを盛り込んではどうか。</p> <p>また、一般の中小企業退職金共済制度や特定業種退職金共済制度に関する各種の申請手続について、e-Govの活用等、オンライン化の実現について検討すること</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>2 一般の中小企業退職金共済事業</p> <p>(2) サービスの向上 <u>令和7年末までに手続のオンライン化を進めること。</u>（6頁）</p> <p>(3) 中退共システム再構築【重要度 高】【困難度 高】 (略) <u>システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年</u></p>

<p>を目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><u>末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。</u>（7頁）</p> <p>3 建設業退職金共済事業</p> <p>（2）サービスの向上【重要度 高】【困難度 高】</p> <p>① 電子申請方式の利用促進</p> <p><u>確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。</u></p> <p>② 業務処理の効率化</p> <p><u>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</u>（9頁）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・ 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】</p> <p>（1）中退共システム【再掲】</p> <p>（略）</p> <p><u>システム再構築プロジェクトと並行して、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化導入を実現するなど、利用者に対するサービス向上に取り組むこと。</u>（18-19頁）</p> <p>（4）手続の電子化</p> <p>（略）また、<u>各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、オンライン化を進めること。</u>（19頁）</p> <p>【指標】</p> <p>（2）建退共の電子申請方式【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。 ・ 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。
----------------------	---

【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ ものづくり分野における技能・技術、基礎知識の習得に向けた職業訓練を確実に実施しつつ、地域の中小企業等におけるDXやGX等の新たなニーズへの対応については、法人が実施する職業訓練や指導員養成プログラムの効果を分析した上で、これらの内容の改善検討や、都道府県や民間が実施する職業訓練と連携する等、より効果的な取組としていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>また、<u>地域の今後の産業展望を踏まえた将来的に必要なとされる人材ニーズを把握して職業訓練のコースを設定していくことが必要であり、国及び都道府県が開催する地域職業能力開発促進協議会の議論を踏まえた職業訓練コースの設定等に努めるとともに、訓練受講後に安定的かつ長期的な就労につなげる観点からカリキュラムの開発等を進めていくこととする。</u>（11-12頁）</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。（12頁）</p> <p>【困難度：高】</p> <p>DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施に当たっては、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で、就職先企業においてDX、GX技術を活用して活躍できる人材として必要な知識・技術等を身に付けさせることが必要であり、<u>そのための新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものであること。</u></p> <p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>② ものづくりの分野において、DXの加速化を見据え、デジタル技術に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図ること。</p> <p>また、脱炭素化等に資する技術・技能等が習得できる職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等、機動的に対応すること。</p> <p>③ 職業能力開発大学校等において、地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決等のため、共同研究や施設設備の貸与等地域社会との連携に引き続き努めること。（13頁）</p> <p>【指標】</p> <p>3 応用課程において、企業と共同で課題解決に取り組んだ件数のうち、DX、GXに対応した件数の割合を、50%以上とすること。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>DX、GXへの対応を見据えた職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を行うとともに、これら高</u></p>

度化された訓練を適切に指導できる職業訓練指導員の育成、訓練機器等の整備を含めた体制整備を行うことは、機構自身が相当な努力を要するものである。

(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

機構は、ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材やDXによる生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援をこれまで以上に行う。(13-14頁)

【指標】

2 在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。

【困難度：高】

DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものである。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等

全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。(15頁)

第6章 その他業務運営に関する重要事項

1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上

「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。(19-20頁)

<p>○ 法人の障害者雇用支援の修了者を実際に雇用している事業者から、支援修了者の就業状況及び改善要望に関するフィードバックや、障害者雇用のノウハウの吸い上げを実施し、これらの分析結果を法人の支援プログラムや事業者への障害者雇用に関する助言その他の援助の充実のために活用することについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項 (略) <u>その他、職業リハビリテーションサービスを利用した障害者を雇用する事業者から、障害者雇用における課題やノウハウ等を収集、分析するなどし、障害者及び事業者に対する支援の充実に活用する。</u>（6頁）</p>
<p>○ オンラインによる助成金の申請等について、利用者にとって分かりやすい仕組みになっているか、どうすれば使ってもらえるものになるか等の分析・検討を行い、より利便性の高いものとしていくことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割 2 現状と課題 (略) 他方、新型コロナウイルス感染症の影響や「<u>デジタル社会の実現に向けた重点計画</u>」（令和4年6月7日閣議決定）等の政府方針を踏まえた業務・サービスのオンライン展開及び機構内部におけるオンライン環境の整備、業務手法の見直し等、現下の状況に即した業務・サービスの見直し、体制整備が課題である。（2頁）</p> <p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項 (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業者等に対する給付金の支給 ② 効率的な給付金支給業務の運営 高年齢者等の雇用に関する事業者等への給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に従い適正に実施するとともに、<u>オンラインによる助成金の申請など、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図り、事業者等にとって利便性の高いものとしていくこと。</u>（3-4頁）</p> <p>3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項 (2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給 ① (略) <u>加えて、電子申請の活用を推進する等を通じて、事業者等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業者等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業者等に対するサービスの向上を図ること。</u>（10頁）</p>

【福祉医療機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による福祉・医療事業者の財政基盤悪化や、融資実績・貸付残高の過去に例のない大幅な増加による法人の財政基盤悪化可能性への対応が喫緊の課題となる中、福祉・医療基盤の維持及び存続を最優先に福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実を図りつつ、法人の信用リスク管理体制の強化に取り組む必要があることから、福祉・医療事業者のマネジメント技術向上の取組等の支援を図るとともに、法人の債権管理や財政状況のモニタリングの強化等を行うことについて、主務省において検討を行った上で、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 福祉医療貸付事業 (略) さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の<u>新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。</u>(3頁)</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、<u>新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。</u>(4頁)</p> <p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施すること。(第4期中期目標期間実績平均:216.3件) 【目標の設定及び水準の考え方】 ・融資制度の相談に限らず、<u>財務・収支状況や施設の運営方法など経営改善等に資するアドバイスを実施することにより、福祉・医療事業者の様々なニーズに対応した実績を測る指標として、「貸付先等への経営に係るアドバイス件数」を採用する。</u>(5頁)</p> <p>2 福祉医療経営指導事業 (略) また、<u>コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。</u>(5頁)</p> <p>(3) 経営診断については、<u>コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</u>(6頁)</p>
<p>○ 法人の組織規模や多様な事業内容に加え、今後、福祉医療基盤の安定に向けた支援の充実の必要性が一層高まることを踏まえ、法人内部での人材の流動性の確保や外部委託を含めた他機関との連携を図りつつ、今後を見据えた多様かつ専門性の高い人材の確保・育成に取り組むことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3 人事に関する事項 (2) <u>福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</u>(16頁)</p>

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 著しい行動障害等を有する者の支援の充実に向けて、潜在的な支援ニーズと現在の支援基盤のミスマッチを把握・分析し、課題点を洗い出した上で、目標において、法人のミッションを明確に示してはどうか。さらに、法人と、先進的な他法人や地方公共団体、学術機関、民間事業者等の関係機関とのネットワークの構築やノウハウの共有、人材交流等を一層進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、<u>現に地域の施設・事業所等で受入れているが、本人の特性等に合わない支援が継続することにより行動障害等が激しくなることが全国で課題となっている。</u> <u>のぞみの園において適切なアセスメントに基づいた環境調整、医療と福祉の効果的な連携など、短期・集中的な支援を行い、併せて地域の施設・事業所等へ必要な支援を示すこと。</u> (4頁)</p> <p>〈重要度：高、難易度：高〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害にASD（自閉スペクトラム症）を合併している場合が多く、地域での受入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。 (略) また、社会的不適応・問題行動があり矯正施設等を経由して入所する者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援に当たっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。
<p>○ 障害者の自立支援の観点での地域移行推進の取組について、施設の入所利用者数の総数の縮減を目標とするのではなく、地域移行を希望する利用者のうち家族の同意を得て実際に移行が実現した割合を目標とする等、有効な目標を設定してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) <u>重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、移行前の施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。支援に当たっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。</u> <u>(略) また、施設入所利用者の地域生活移行は、全国の障害者支援施設に共通する課題であり、取組の推進を図るためにも、これまでのぞみの園で実践してきた地域移行までのプロセスの効果的な情報発信に取り組むこと。</u> (3頁)</p> <p>(5) 評価における指標</p> <p>自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 移行前の施設入所利用者の地域移行の取組を引き続き推進し、地域移行者数を毎年度2人以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値2人、令和3年度実績値1人) 地域生活体験として、グループホームでの宿泊体験や、社会的スキル向上の機会を得るための日中

	<p>体験の実施日数を毎年度延べ300日以上とする。(平成30年度～令和3年度実績平均値343日)</p> <p>③ 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(令和3年度実績値1回) (5頁)</p> <p>〈指標の設定及び水準の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>移行前の施設入所利用者の地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思の酌み取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。</u>
<p>○ 障害者が安心して地域生活を送り、他の人々と共生することができるよう、法人が、新たにSNSを活用した情報発信に取り組む等、国民が広く接しやすい情報発信の在り方を積極的に検討することについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 調査・研究</p> <p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p><u>のぞみの園のホームページにニュースレターや研究紀要などを公開するほか、積極的に各種学会での発表や講演、研修などの機会やSNSなどを活用して、蓄積した研究成果をわかりやすく情報発信することにより、全国の自治体関係者や研究者、支援者等における普及・活用を図ること。</u></p> <p>また、調査・研究の成果が、国内外の研究者に活用されやすいものとするため、研究データの適切な保管やデジタルデータの提供体制を構築すること。なお、成果の利活用状況を自己点検するための体制を整備すること。(6-7頁)</p>
<p>○ 知的障害者支援に関する高い専門性を有する全国的な人材の確保・育成について、法人内での育成はもとより、関係機関との人材交流やノウハウの横展開による業界全体の底上げも視野に入れ実施することについて目標に盛り込んではどうか。また、これらの取組を通じて、法人の職員のモチベーションの維持や組織の活性化を図ることについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 養成・研修</p> <p><u>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的・発達障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。特に、著しい行動障害については既存の指導者養成研修の他に、中核的な支援者の養成研修、指導的な人材の養成研修等を行い、より専門性の高い人材の養成に取り組むこと。また、家庭と教育と福祉の連携について、「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」(平成30年3月)の理念に基づき、特別支援教育に関わる教職員に対して、著しい行動障害に関する知見を広めるため関係機関との連携を図ること。</u></p> <p>なお、養成・研修の成果等について、全国の知的・発達障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。(8頁)</p> <p>4 援助・助言</p> <p>(略) また、<u>求めに応じてのぞみの園から研修講師や支援についてのアドバイザーの派遣を行うほか、著しい行動障害等を有する者の支援体制の強化を図るため、先進事業所との連携を進め、支援等についての全国的ネットワーク構築(ICT活用を含む)に向けた必要な取組を行うなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。</u>(9頁)</p>

〈重要度：高〉

- ・ 全国の知的・発達障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し

(略) また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修や人事交流等を通じた人材育成を図り、専門性の高い組織運営に努めること。

(略) (10頁)

【農畜産業振興機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症等の影響等を踏まえ、情報収集提供業務については、生産者等の経営安定や農畜産物の需給動向に関する情報のほか、消費者や販売流通事業者、輸出事業者、行政等の農畜産業をとりまく関係者への波及効果も意識した情報について、提供内容の拡充や収集能力の強化策等を目標において明確にしていくことが重要ではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 情報収集提供業務</p> <p>農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。<u>なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。（13頁）</u></p> <p>（1）<u>情報収集の的確な実施</u></p> <p><u>需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</u></p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>（2）<u>需給等関連情報の提供</u></p> <p>需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月）</p> <p>（3）<u>情報提供の効果測定等</u></p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：4.1）</p> <p>また、<u>アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</u></p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報利用者等の参画を得て開催する委員会や調査報告会等で得られた意見等を踏まえた、調査テーマの重点化の取組状況（第3の5の（1））</u> ・ <u>海外における情報収集体制の整備の取組状況</u> ・ <u>需給関連統計情報及び需給動向情報の公表回数に対する目標期日までに公表した回数（第3の5の（2））</u> ・ <u>アンケート調査等の実施状況、情報利用者の満足度及びアンケート結果に基づく情報提供内容の改善等の取組状況（第3の5の（3））</u>

<p>○ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の導入に当たっては、業務における効率化の程度等を十分に勘案し、法人所有のシステムとの連携や利用対象者の利便性を考慮しつつ、より効率的なサービスとなるよう、計画的に進めることを目標において明確にしてはどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>7 デジタル化の推進による業務の効率化</p> <p>(1) デジタル化の推進</p> <p><u>業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</u></p> <p><u>なお、eMAFFの活用に当たっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。（16頁）</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>デジタル化による業務効率化の取組状況</u>
--	--

【農業者年金基金】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 加入促進等の目標策定に当たっては、基幹的農業従事者の減少傾向や若手加入者の伸び悩みの現状等を踏まえ、若い世代や女性を中心に検討していくことが重要ではないか。</p> <p>その際、業務受託機関に対する研修等を通じて担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、若い世代の性別ごとの指標を設定し、それらの状況を分析することにより、未加入者への勧誘に係る業務受託機関との連携や広報等、実効性のある促進策を推進していく必要があるのではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>農業者年金制度の普及に当たっては、<u>今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組む。（8～10頁）</u></p> <p>(1) 若い農業者の加入の拡大</p> <p><u>我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期目標期間終了時まで、新たに農業者年金に加入した者のうち20歳以上39歳以下の者（以下「若い新規加入者」という。）を5,500人以上確保する。</u> ・ <u>若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進しているか。</u> ・ <u>予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。</u> <p>(2) 女性農業者の加入の拡大</p> <p><u>女性農業者は基幹的農業従事者の4割（2020年農林業センサス）を占め、農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしている。</u></p> <p><u>このため、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中期目標期間において、女性の新規加入者を3,400人以上確保する。</u> ・ <u>予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。</u> <p>(3) 加入推進活動の実施</p> <p><u>(1)及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>このため、基金は、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。</u></p>

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価指標等)

- ・ これまでの加入推進に係る課題及び成果等を踏まえて、毎年度、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に年1回以上周知したか。
- ・ 毎年度、都道府県別新規加入者に関する目標を設定し、月別の達成状況のフォローアップを行うとともに、毎月、当該達成状況について、各業務受託機関へ情報提供したか。
- ・ 業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。

(4) 加入者に係るデータ収集・分析

効果的な加入推進に資する観点から、基金又は業務受託機関による新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例を把握等するとともに、農業者等の声を直接又は業務受託機関を通じて把握・分析を進め、全国の業務受託機関と共有を図る。

(5) ホームページ等による情報の提供

制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン及びSNSを活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

4 加入者等に対して提供するサービスの向上

(1) 年金額の「見える化」の推進

老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。(10頁)

第6 その他業務運営に関する重要事項

5 業務運営能力の向上等

(1) 研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金の職員及び業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金制度、農業者年金記録管理シス

	<p><u>テムの取扱い及び情報セキュリティ等に関する研修を実施する。</u> <u>また、基金におけるIT（情報技術）及び資産運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。（16頁）</u></p> <p>（2）委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性を把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に資するため実施する。 考査指導に当たっては、<u>加入者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、その対応を検討し、研修会等を通じて基金内及び業務受託機関へ周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。（16・17頁）</u></p>
<p>○ 次期農業者年金記録システムの構築に当たっては、コスト面や技術面、操作性等に留意しつつ、法人の業務特性に見合った計画を検討することが必要ではないか。また、業務受託機関の業務の合理化や管理の適正を確保する観点から、当システムの業務受託機関における利用促進に係る取組について、具体的な数値目標を設定し計画的に取り組むことが重要ではないか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務改善の推進 （2）<u>農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して着実に促進し、業務受託機関における業務の効率化や事務処理の進行管理等を進めるとともに、加入者等へのサービス向上に資する。（11頁）</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> （評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農業者年金記録管理システムを利用した届出書等の作成割合が、本中期目標期間の各年度において、それぞれ前年度実績以上であったか。</u> ・ <u>農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、都道府県段階の業務受託機関におけるシステム研修会への講師派遣や当該システムの利用環境の改善等を行ったか。</u> <p>2 手続・業務のデジタル化の推進等 （2）<u>現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語（COBOL）の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。</u> <u>この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。（12頁）</u></p>
<p>○ 基金の運用について、現在、比較的安定した利回りが確保されているが、引き続き、加入者の年金資産に係る長期的な総合収益を確保することやESG投資等が求められることから、これまで以上に、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保等が必要ではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用 （5）<u>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資</u> 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その際には非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮する。また、その活動状況について、毎年度、公表する。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG投</p>

	<p><u>資を検討する。(8頁)</u></p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5 組織体制の整備等</p> <p>(1) 組織体制の整備</p> <p>ウ <u>業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。</u></p> <p>エ <u>専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。(13頁)</u></p>
--	---

【農林漁業信用基金】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 農林水産業を取り巻く環境の変化等に伴う新たな資金需要に対し、適切な信用保証保険等の引受けを実施するため、必要とされるサービス等の把握を行い、それらを反映していくことについて、目標において明確にしていくことが必要ではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) <u>社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け</u> <u>農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。併せて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。</u> <u>また、引き続き、農業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを利用する農業者が適切に利用できるように取り組む。(3頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額(5年間累計)を前中期目標期間実績比で5%以上増加 ・ <u>農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況</u> <p>※ 1(1)については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) <u>森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進</u> <u>林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。併せて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。</u> <u>また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。(6頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で5%以上増加 ・ <u>林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況</u> <p>※ 2(1)については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) <u>社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け</u> <u>漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。併せて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進める。</u></p>

	<p>また、引き続き、漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。(9頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険引受残高2,000億円の確保 ・ <u>漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況</u> <p>※ 3(1)については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p>
<p>○ 保証・保険引受審査について、代位弁済率や保険事故率を低減させるため、代位弁済等の発生に係る原因や融資分野等について十分に分析した上で、的確な引受審査を行うための法人の役割・方策や、農業(漁業)信用基金協会等との間における意見交換や情報共有を含めたより効果的な連携策について、主務省とコミュニケーションを図りつつ検討を行っていくべき旨、目標において明確にしていくことが必要ではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保</p> <p>イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施</p> <p>保証引受審査については、融資機関との適切なリスク分担を踏まえ、借入者の信用リスクに応じた適確なものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に行う。</p> <p><u>また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。</u></p> <p>その上で適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。(4・5頁)</p> <p>※ 1(2)については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近年度を始めとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ・ 保険事故率の低減 年度評価：償還事故率を1%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保</p> <p>イ 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p><u>信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担を確保する。また、期中管理を適切に実施することとし、その際、林業者等が事業継続できるよう、融資機関と連携し、条件変更等に柔軟に対応する。(8頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代位弁済に至った事案の検証状況 ・ 代位弁済率の低減

	<p>年度評価：代位弁済率を2%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る ※ 2（2）については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p> <p>3 漁業信用保険業務 （2）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、大口保険引受案件の事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。 <u>また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、漁業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。</u> <u>その上で適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。</u> （9頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> （評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近年度を始めとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する 保険事故率の低減 年度評価：還事故率を3%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る ※ 3（2）については重要度及び困難度とも「高」とされている。
<p>○ 各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、法人各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進めていくことが必要ではないか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項 3 デジタル化の推進 （2）情報システムの整備及び管理 <u>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行う。</u> <u>また、各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進める。（14頁）</u></p>

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人の事業を長期的・安定的に推進するため、中核機能であるプロジェクトマネジメントを担うプロパー職員の確保・育成や、高い専門性を有した外部人材の確保について、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>V 業務運営の効率化に関する事項 2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成 <u>環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員の育成を推進する。研究開発マネジメントをはじめとして、各部署での業務高度化・効率化に必要となる専門性の向上を念頭に置き、適切に人材の育成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。育成にあたっては、OJTを中心に業務遂行能力を向上させつつ、研修や外部出向、留学などの育成支援を行うものとする。さらに、NEDO職員の外部機関への派遣も含め、PMgrやマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図る。</u> また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPMgr人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条第1項の規定に基づきNEDOが策定した人材活用等に関する方針の下、将来のPMgr人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに研究開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PMgr人材のキャリアパスの確立に貢献するものとするとともに、政策当局と連携し、政策担当者を含む成果の社会実装をリードする人材の育成に貢献する。 なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。 <u>これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行うものとする。</u> (17-18頁)</p>
<p>○ 「スタートアップ支援機関連携協定」について、ワンストップ窓口機能などスタートアップ支援のハブ機関としての機能を果たすとともに、枠組みを効果的に活用し、関係機関の連携を図る取組を推進することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援 研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、<u>NEDOは、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、NEDOにおけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。</u>（8頁） (2) 関係機関とのネットワーク構築 上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、<u>多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。</u> NEDOとして、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、<u>スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有</u></p>

識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化することとする。

第5期中長期目標期間においても、新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取り組みを実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。（9頁）

【日本貿易振興機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 農林水産省と連携し、①農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出にチャレンジする産地・事業者の育成や、海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者とのマッチング支援等の取組を推進すること、②農林水産物・食品の知的財産保護等の取組を推進することについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2) 農林水産物・食品の世界市場展開の促進 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）等において、農林水産物・食品の輸出額について「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」という目標が掲げられている。日本貿易振興機構は、これまで培った知見と国内外のネットワークを活かし、政府、地方自治体、業界団体等と連携して、農林水産物・食品の輸出を推進する。特に、2030年に5兆円との野心的な目標を見据えて、2026年までの本中期目標の期間においては、<u>輸出の裾野拡大、すなわち、国内で新たに輸出に取り組む事業者や海外で日本産農林水産物・食品を取り扱うバイヤー等の事業者の増大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしを行う。</u>加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和4年12月5日改訂）及び改正輸出促進法（令和4年10月1日施行）を踏まえ、認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「認定品目団体」という。）との連携を強化するとともに、<u>「輸出支援プラットフォーム」を活用した支援を行う。</u>また、海外マーケットに対してのプロモーション活動を強化していくことで日本の農林水産物の認知度を向上させ、農林水産物・食品の更なる輸出支援機会の提供に繋げていく。特に、オール・ジャパンでの統一的なプロモーション、日本食・食文化の海外での普及を通じた戦略的な輸出プロモーションを実施する。（13-14頁）</p> <p>（輸出の裾野拡大に向けた事業者の新規獲得） <u>輸出の裾野拡大に向けて、認定品目団体、地方自治体、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等と連携しつつ、海外の規制やニーズに対応したマーケットインの発想に基づく輸出にチャレンジする産地・事業者の育成・展開、海外バイヤー等海外で日本産農林水産物・食品を取り扱う事業者の新規獲得等に取り組む。</u>（14頁）</p> <p>（輸出支援プラットフォームを通じた支援） <u>輸出先国・地域の規制への対応、消費者の嗜好、ニーズ等に基づく販売促進を行うため、日本食レストラン等と連携した新たな商流開拓、現地主導のプロモーション等を現地発で推進する。プロモーションの実施に当たっては、地方自治体等との連携も追求しつつオール・ジャパンで効果的、戦略的な売り込みに取り組む。</u>（14頁）</p> <p>【指標】 （定量目標） ア. 商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたものについて、中期目標期間中に5,000件以上（延べ者数）を達成する。【基幹目標】</p>

	<p>(定性指標)</p> <p>ウ. 輸出支援プラットフォームと連携しつつ、機構は、輸出先における規制等に関する情報収集、情報発信等を十分に行い、事業者の輸出環境の整備につなげる。JF00D0 は、現地事業者を巻き込み、効果的な消費者向けプロモーションを実施する。 (関連指標：情報収集・発信数、規制対応を含む輸出環境整備の成功事例、ウェブサイト及び SNS のユーザー数、プロモーションに係る現地消費者の認知率、輸出支援プラットフォームとの連携状況、認定品目団体及び現地事業者の評価等)</p> <p>(4) 日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応 (知的財産権の活用・保護支援)</p> <p>知的財産権の取得、保護、及び活用の支援を通じて、日本企業の円滑な海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、侵害対策の相談や補助事業、模倣品取締執行機関の職員等の能力構築支援等を実施する。</p> <p>また、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するため、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発等を通じ、企業の予防的取組を促す。さらに、海外での技術流出問題についても対処すべく、営業秘密漏洩対策の支援を行う。</p> <p><u>その他、独立行政法人工業所有権情報・研修館等の関係機関と連携し、日本企業の知的財産に関する相談窓口機能を強化、多様化する日本企業の知的財産に係る課題、相談ニーズに対応する。</u> (21 頁)</p> <p>【指標】 (定性目標)</p> <p>ク. 知的財産権等に関して、海外での予防的取組等の普及啓発を行う。 (関連指標：予防的取組等の普及啓発件数)</p>
<p>○ スタートアップの海外展開支援等について、日本の国際競争力の向上等の観点から、他国における取組や実績等を踏まえて、指標の見直しを検討してはどうか。また、他のスタートアップ支援機関等との連携によって、より効果的な取組としていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化 ② 日本のスタートアップの海外展開の促進</p> <p>スタートアップの海外展開は、日本経済のダイナミズムと成長を促すことに貢献するものである。また、2022 年に策定された「スタートアップ育成 5 か年計画」においても、スタートアップ・エコシステムの創出にあたっては、グローバル市場に果敢に挑戦するスタートアップを生み出していくことが前提とされ、将来においては、ユニコーンを 100 社創出し、スタートアップを 10 万社創出することにより、我が国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指すとされている。</p> <p>これを受け、<u>日本貿易振興機構としても、政府や関係機関等と連携し、海外展開を目指す日本のスタートアップの支援を強化すべく海外現地アクセラレーター等を活用した現地エコシステムへの接続の更なる強化、及び、海外展開を通じてスケールすることを目指すイノベーション人材育成の更なる強化に取り組み、スタートアップ育成 5 か年計画における目標達成に貢献する。</u> (8 頁)</p>

(関係機関との連携、現地エコシステムへの接続強化)

海外の先進的な研修プログラムの活用等により、起業後の早い段階で海外展開を行うボーングローバルスタートアップを支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のイノベーション・エコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup 企業の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。（9頁）

【指標】

(定量目標)

ア. スタートアップに対する海外展開成功件数について、中期目標期間中に 160 件以上達成する。【基幹目標】

※資金調達や拠点設立、外国人材採用、販路獲得（ライセンス契約、売買契約、代理店契約等）、補助金獲得、海外企業との共同研究開発や資本提携、海外での特許権・実用新案権取得、海外での日系企業との販路獲得・共同研究開発・資本提携、海外での日系企業とのマッチング結果による資金調達（日本本社からの資金調達含む）等。

イ. スタートアップに対する海外展開支援件数について、中期目標期間中に 2,000 件以上達成する。
※海外 VC、海外企業とのマッチング、アクセラレーターとのメンタリング、研修、海外メディア取材、カンファレンス参加、知財相談、起業家育成プログラムにおける現地滞在支援等。

(定性目標)

ウ. 起業家育成プログラムについて、5 年間で 1,000 人の人材を海外に派遣するという政府目標の達成に協力する。

(関連指標：起業家育成プログラムの参加者数)

エ. NEDO や外国政府機関等の国内外の関係機関と連携するとともに、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、スタートアップ支援環境の整備に繋げること。

(関連指標：他機関との連携状況、政府への情報提供件数)

オ. スタートアップのスケール・成長を促す。（関連指標：企業価値）

【目標水準を上回る質的成果として評価の際に特に考慮する事項】

中期目標や中期計画、定性指標に示される取組やアウトカムに関連するもので、下記を裏付ける事象、量的な変化があり、成果の発現を促進した法人の工夫等とともに、特筆すべきインパクトを与えるものとして客観的に示された場合、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

- ① 日本貿易振興機構の取組を経て、海外投資家等から資金調達した。
- ② 日本貿易振興機構の取組を経て、海外の著名なアクセラレーターによるプログラムに採用された。
- ③ 日本貿易振興機構の取組を経て、海外企業との業務提携・資本提携等の協業や、大手日系企業の海外におけるプロジェクトへの参画が決まった

	<ul style="list-style-type: none">④ 日本貿易振興機構の取組を経て、海外の国家プロジェクト（グリーンエネルギー、デジタル、ヘルスケア等）への参加が決まった。⑤ 日本貿易振興機構の取組を経て、経営幹部として外国人材を獲得した。⑥ 日本貿易振興機構の取組を経て、現地規制要件に適合したプロダクトを展開した。⑦ 日本貿易振興機構の取組が、政策や制度、諸外国との政府間協力の枠組み等に反映された。⑧ 日本貿易振興機構の取組が、国内外における社会課題の解決やビジネス環境の改善等につながった。⑨ 日本貿易振興機構の取組が、規模の大きなプロジェクトの成功や、他機関・連携先の成果の創出につながった。⑩ 日本貿易振興機構の取組によりもたされた成果や貢献について、第三者からなる有識者や権威ある機関等からの高い評価を得られた。<ul style="list-style-type: none">・日本貿易振興機構の取組を経て、海外の機関・有識者からの高い評価や表彰を受けた。・日本貿易振興機構の取組を経て、国内外の著名メディアに取り上げられた。・日本貿易振興機構の取組を経て、海外のピッチコンテストで受賞した。⑪ 日本貿易振興機構が支援したスタートアップに著しいスケール・成長が認められた。⑫ 上記①～⑪を実現する過程において、経済・社会情勢等の変化に応じて、中期目標期間の途中においても新たな事業の立上げ・追加に努めた。
--	--

【情報処理推進機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ デジタル社会の実現に向け、社会の重要なデジタルインフラの整備について、法人の担う役割を明確化するとともに、アーキテクチャの設計や関連調査などの社会的要請の高い課題を明示したうえで、デジタル庁をはじめ関係省庁等と連携し、サイバーセキュリティの強化やデジタル人材の確保・育成を推進することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>2. 法人の現状と課題</p> <p>こうした中、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人であるIPAについても、<u>政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、更なる取組の強化が求められている。特に、第五期中期目標期間においては、Society 5.0の実現に向けて、「デジタルエコシステム（※）」の創出に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>具体的には、IPAが以下のような機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを継続的に高度化していくことに取り組むことで、IPAが産学官や最先端の知が集積するデジタルエコシステムの中核組織となることを目指す必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーキテクチャ設計や企業・産業・地域のDXの社会実装等の推進 ・企業・産業・地域のDXを支えるデジタル推進人材の供給 ・サイバー空間における安全・安心の維持 <p>※Society 5.0の実現に向けて、企業や国民などデジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携するための社会的な基盤である「デジタル基盤」のもとで、それぞれのプレイヤーが相互に作用しあいながら、能力をいかに発揮し、それぞれの機能や役割を十分に果たすとともに、こうしたプレイヤーが自ずと拡大していく状態を「デジタルエコシステム」と定義。IPAは、この「デジタル基盤」を整備し、「デジタルエコシステム」の創出に貢献する。（4頁）</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進</p> <p><u>Society 5.0の実現に当たっては、サイバー空間とフィジカル空間を連携させるための複雑なルールや社会・産業システムの全体像を整理・設計するためのアーキテクチャ設計が必要。このため、第五期中期目標期間においては、これまでも日本各地や業界ごとに個別アーキテクチャの設計が行われ、中にはグローバルレベルで取組が進んでいるものもあるが、こうした個別取組を統合して全体最適を図っていくため、ソフト、ハード、ルールといったデジタル社会実装基盤の一体的整備を大胆かつ早急に進めていくことが重要。当初から海外展開を見据え、国内外の幅広い関係者を巻き込みながらアーキテクチャを設計し、社会実装を行っていく。</u>（6頁）</p> <p><指標1：Society 5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始（上記1.（1）関連）>【基幹目標】</p> <p><u>Society 5.0の実現に向けて、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、アーキテクチャを設計して、将来的な社会での普及を目指し、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供が開始されることを目標にする。</u></p>

[指標水準の考え方]

I P Aにおいて、産学官で連携して、自律移動ロボット、空間情報、サプライチェーン、契約・決済、及びスマートビル等の5以上の領域において、国が整備すべきアーキテクチャ及び識別子、データモデル、インターフェース、トラスト若しくはデータガバナンス等に関する仕様又はその仕様を実現するソフトウェア（以下「技術仕様等」という。）を具体化して、その国内外での社会実装・普及を進める。なお、技術仕様等の範囲は、前記に限定する趣旨ではなく、第五期中期目標策定時点の想定を記載したものである。

2. デジタルトランスフォーメーション（DX）を担うデジタル人材の育成推進

DXを推進するボリュームゾーンであるデジタル人材の育成に関して、政府全体として「2026年度末までにデジタル推進人材230万人を育成する」という目標（令和4年6月デジタル田園都市国家構想基本方針閣議決定）を掲げており、I P Aとしても、リテラシーレベルの人材育成とともに、そうした専門的なデジタル知識・能力を有するデジタル推進人材の育成にも貢献していく必要がある。このため、第五期中期目標期間においても、第四期中期目標期間で取り組んだDX推進に資する情報提供とともに、デジタル人材の拡大に向けて、関係省庁等とも連携しつつ、以下の取組を推進していく。（9頁）

<指標1：デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透（上記2.（1）関連）>

DXを担う人材に必要なリテラシーやスキルを示す指標として新たに整備・発信するデジタルスキル標準及びITスキル標準等の情報アクセス数について、毎年度、令和元年度から令和3年度の平均アクセス数の1.2倍（261,438件）を達成する。あわせて、民間と連携した個社ヒアリングを通じて活用状況を把握し、事例収集の上で活用方法を示すことで企業における一層の活用を目指す。

[指標水準の考え方]

令和元年度から令和3年度の年度当たり平均アクセス数は217,865件。指標水準をこの実績の1.2倍（261,438件）とすると、日本の常用雇用者数20人以上の会社企業（約25万社）が平均して年1回以上アクセスすると想定される水準に到達することが見込まれるため、当該指標水準とした。

<指標2：リスクリング支援機能等の強化（上記2.（2）関連）>【基幹目標】

「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト（マナビDX）」のアクセス数について、毎年度、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXを通じて、リスクリングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

[指標水準の考え方]

「マナビDX」における月平均の実績数（アクセス数）は約2万5千件。通年のアクセス数に換算した約30万件を上回ることを目指す。

3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

令和5年から始まる第五期中期目標期間中は、令和4年12月に新たに閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、安全保障の確保に向けた取組を進める。

サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中、第五期中期目標期間においては、IPAは、官民連携の最前線として、関係省庁等との連携を強化しつつ、サイバー脅威情報の集約のみならず分析・評価能力の強化を通じて「サイバー状況把握力」の強化を図り、もって国家の安全保障・経済安全保障の確保に貢献する。

あわせて、サイバー空間が公共空間化する中で、フィジカル空間と同等の安全安心を社会全体が享受できるよう、誰も取り残さないサイバーセキュリティの確保を図るとともに、自主的な取組を支えるサイバーインフラの提供、人材育成とサイバー技術の活用を促進する。(11-12頁)

<指標1：国の安全保障の確保への貢献(上記3.(1)関連)>【基幹目標】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を2/3以上とする。あわせて、IPAによる標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を設定する。

[指標水準の考え方]

IPAが有する産業界・経済界とのチャネルを活かして、サイバー攻撃情報に関する収集能力の強化、それら情報に対する分析機能強化を通じてサイバー状況把握機能確立し、関連する政府省庁、関係組織への情報提供、情報共有、対策支援を推進するとともに、関係省庁等に対する人材育成支援等を通じて、国家の安全保障、経済安全保障の確保に貢献する。これらIPAの活動に対して、国の安全保障への貢献度の観点で政府関係組織にアンケートにより評価してもらい、一定水準以上の満足度を得ることを目標とする。なお、「標的型攻撃」については、攻撃の波があることや、秘匿性の高い情報提供について、公表が困難であったり、カウントしづらい可能性もあるため、指標としては設定せずに、定性的な目標とする。

【エネルギー・金属鉱物資源機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法律の改正により、</p> <p>①水素・アンモニア等の製造・貯蔵に係るリスクマネー支援</p> <p>②CCS（二酸化炭素の回収・貯蔵）に係るリスクマネー支援等</p> <p>③洋上風力発電のための地質構造調査等をはじめとする業務が追加され、法人の機能強化が図られたことから、次期中期目標の体系の見直しを検討してはどうか。</p>	<p>目次</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. エネルギー事業支援</p> <p>（1）石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>（2）水素・アンモニア・CCS事業</p> <p>2. 再生可能エネルギー支援</p> <p>（1）地熱資源開発支援</p> <p>（2）洋上風力事業</p> <p>3. 金属資源開発支援</p> <p>（1）金属資源開発支援</p> <p>（2）石炭資源開発支援</p> <p>4. 資源備蓄</p> <p>（1）石油・石油ガスの備蓄</p> <p>（2）金属鉱産物の備蓄</p> <p>5. 鉱害防止支援</p> <p>（1）鉱害防止支援</p> <p>（2）石炭経過業務</p>
<p>○ 水素・アンモニア等の製造・貯蔵やCCS事業など従来とは異なる分野の専門性（化学・機械・環境等）を必要とする人材や、これら事業の案件審査・技術開発に対応できる人材の確保・育成について、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>（2）適切な人材確保と戦略的な育成</p> <p>・ <u>事業の進捗に応じた必要人材の確保や民間企業との人事交流等を通じ、水素・CCS・洋上風力に対応した専門性の高い人員を抜本的に強化。新卒に加え中途採用を拡大するとともに、既存人材のリスクリングも含めて総合的な人事戦略として取り組む。なお、採用等の具体的な内容は、事業の進展や実際の案件形成の進捗を踏まえて弾力的に運用することが適当であることから、各年度計画で定めることとする。</u> (31 頁)</p>
<p>○ リスクマネー供給事業の進捗に伴うリスク資産の増大を踏まえ、資源国や民間企業等に関する情報の取り扱いにも留意しつつ、国民に対して、法人が行う資源開発の特性等を丁寧に説明することについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>（4）情報公開</p> <p>・ <u>JOGMECの活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、ホームページや各種広報媒体等により、財務諸表や業務評価等をはじめとする情報についての的確に公表する。とりわけ、法人が実施するリスクマネー供給事業については、資源開発の特性を踏まえた説明を、資源国や民間企業等の機微情報の取り扱いに留意しつつ、丁寧に実施する。</u> (35 頁)</p>

【海上・港湾・航空技術研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 研究施設の整備に当たっては、ハード面のほか、デジタル技術も活用した研究手法の充実も視野に入れることが必要ではないか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 (5) 施設・設備の整備及び管理等に関する事項 <u>研究ニーズの変化及び実験施設の老朽化に対応するため、ハード面のほか、デジタル技術も活用した研究手法の充実も視野に入れつつ、新たな実験施設の導入及び従来から活用している実験施設の補修に取り組む。</u> (12頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 施設・設備の計画的な整備及び管理がなされているか。</p>
<p>○ 1つの法人としてのマネジメントを的確に機能させるためにも、3研究所間での人事交流を進めることや、内部管理業務の共通化を計画的に進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項 (2) 管理業務の改善 <u>一層の管理業務運営の効率化に向けて、内部管理業務の共通化を計画的に進める。併せて、研究所全体として適切に効率化が図られているかの確認を行う。</u> (9頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 業務を定期的に見直し、簡素化・電子化等の方策を講じることによって業務の効率化を推進しているか。 (評価指標等) ・ 一般管理費 ・ 業務経費</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項 (2) 人事に関する事項 <u>多様化する政策課題への対応に必要な人材や様々な経歴を有する人材の確保・育成に向けた活動、組織の横断的連携等を通して、高度な専門性・多様性が求められる研究開発を継続するための体制を強化する。職員の専門性やマネジメント力を高めるための能力開発の実施等により若手研究者等の育成を進めるとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価の適切な実施等により能力本位の公正で透明性の高い人事システムを確立し、卓越した研究者等の確保を図るとともに研究所内での人事交流を促進する。</u> (11頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 内部統制システムは機能しているか。 ・ 若手研究者等の育成が適切に図られているか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 公正で透明性の高い人事評価が行われているか。
<p>○ 研究開発成果を国全体として社会実装に結び付けるため、陸上交通など他の交通モードとの接続も含めた観点から関係機関と連携することについて、目標に明記してはどうか。また、研究開発成果を本格的に社会実装することを目的とした体制の整備に一層取り組む必要があるのではないか。</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5. 研究開発成果の社会への還元</p> <p>(3) 研究の中核機関としての役割強化</p> <p>研究所の優れた研究成果を社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等、あるいは他の国立研究開発法人等との共同研究、受託研究、技術研究組合の活用のほか、政府出資金を活用した委託研究、人事交流、研究所からの研究者派遣等の取組を推進する。</p> <p>また、研究所の大型試験設備、人材、蓄積された基盤技術を核として、研究開発のネットワークを形成することによりハブの役割を担い、<u>研究開発成果を国全体として社会実装に結び付けるため、陸上交通など他の交通モードとの接続も含めた観点から関係機関との連携強化に努める。</u>(7頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社会から理解が得られるよう、研究開発成果等をわかりやすく発信しているか 研究開発成果の迅速な社会還元や共同研究の促進のために行政等に向けた情報発信が的確になされているか <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表会の実施件数 一般公開・公開実験回数 行政等に向けた情報発信の取組状況 <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の改善</p> <p>研究開発成果の最大化を推進するため、引き続き研究マネジメントの充実を図る。このため、業務管理を行う体制の機能強化を図り、国土交通省の政策を取り巻く環境や最新の技術動向を踏まえた戦略的な研究計画の企画立案や、将来的な研究所の業務量を見据えた経営の在り方についての企画立案に取り組むほか、課題解決を効果的・効率的に行えるような、組織の枠を超えた連携の強化を図る柔軟な組織運営を行う。</p> <p>また、研究の一層の推進を図るため、必要な経費の積極的な確保に努める。さらに、それぞれの研究の実施にあたっては、必要に応じた分野横断的な研究体制の導入やICTを活用した日常的な研究情報の交換、研究施設の有効活用を進め、将来のイノベーション創出に向けた取組の活性化を図る。加えて、<u>研究開発成果の社会還元を目的とした推進体制の整備に取り組む。</u>(9頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発成果の最大化に向けて、「社会への還元」や「国際活動の推進」といった研究開発成果の活用

	<p>も視野に入れ、戦略的な研究計画や経営の在り方について企画立案を行ったか。 (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 研究マネジメントに係る具体的な取組及び成果の実績
--	--

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 鉄道建設や鉄道事業者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、地方交通を含めた鉄道インフラを安全かつ効率的に維持していくために、法人の有する知見等を活用して、新たに既存施設の長寿命化や維持管理の低コスト化、災害への対応等に取組むことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>鉄道は、大量輸送性、定時性、速達性を兼ね備えるとともに、基本的に温室効果ガス（CO2）排出量の少ない環境に優しい輸送機関である。</p> <p>機構は、様々な専門技術やノウハウの集合体である鉄道を、安全で安定的な運行が可能なシステムとして整備し完成させるための総合力、高度な専門性や人的リソースを有しており、鉄道建設に係る総合的なマネジメントを行うことができる唯一の公的主体として、国が推進する鉄道ネットワークの整備において、引き続き主導的な役割を担っていく必要がある。</p> <p>その際、これまで培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使し、良質な鉄道を適切な工期で安全にかつ経済的に建設することが重要であり、業務の実施に当たっては、技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、デジタル技術の利活用や関係機関との連携強化により、業務の質を確保しつつ、効率的に業務を遂行するものとする。</p> <p><u>また、自然災害の激甚化・頻発化や施設老朽化の進行、建設技術者の不足等、鉄道事業を取り巻く状況を踏まえ、機構が有するノウハウや技術力を活用した支援に積極的に取り組むとともに、新たな政策課題に対応するための知見の獲得に努め、国民のニーズに的確に応えた取組を実施する。（2頁）</u></p> <p>③ 機構の技術力を活用した支援の充実</p> <p><u>自然災害の発生時において、鉄道建設に係る総合的な技術力やノウハウを有する公的主体として、職員を現地に派遣して鉄道施設の被害状況調査を実施するなど、国土交通省等と連携して、被災した鉄道の復旧支援に新たに取り組む。</u></p> <p><u>また、鉄道施設の長寿命化や保全・改修等に関して、地域鉄道事業者等からの技術的な相談を受け付け、遠隔臨場等のデジタル技術も活用しつつ、きめ細やかに技術的助言等の支援を行うとともに、地域鉄道が抱える施設・設備の老朽化や技術者不足といった課題に対して、機構としてより踏み込んだ対応を行えるよう、機構の技術力等の活用のあり方、必要となる能力やその習得・蓄積の方策について検討を進める。（4頁）</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者等からの要請に基づく技術支援等の実施件数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 51件） <p>④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組</p> <p>技術力や専門性の維持・向上のための人材育成に取り組むとともに、今後の事業展開に応じて要求される既存の鉄道インフラの改修等に係る知見等についても、関係機関との人材交流等を通じて計画的に</p>

	<p><u>その習得に努める。</u> <u>各種技術基準類の整備等に加えて、鉄道建設等に係る技術開発を推進し、その中で、施設の長寿命化、営業開始後のメンテナンスの低コスト化や、カーボンニュートラルを含む環境負荷低減といった課題に対しても積極的に取り組む。技術開発の成果については各種学会での発表等を通じて社会に還元する。</u> (5頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構職員向け技術研修の受講者数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 2,243人) ・ 学会等への応募・発表数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 472件) ・ 機構による業務成果を公表する場の開催数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 24件)
<p>○ 技術の承継や、現場の情報を組織的に共有・伝達していくために、DXやIT技術の活用が重要であることから、計画的に対応を進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>① 整備新幹線整備事業の着実な進捗 また、<u>デジタル技術の利活用を含む情報の組織的な共有・伝達、最新の入札契約制度や施工管理手法の導入等による生産性の向上に積極的に取り組む。</u>(3頁)</p> <p>④ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組 <u>業務の効率化や情報の組織的な共有・伝達、技術の承継の観点から、鉄道建設等業務におけるDXを計画的に推進するほか、鉄道建設工事において働き方改革の推進を図る観点も踏まえ、他の公共事業で採用されている最新の入札契約制度や施工管理手法について、必要に応じて導入を進め、外部の知見を適切に活用することを含めて、生産性及び品質の向上を図る。</u></p> <p>また、<u>鉄道建設工事における安全管理を徹底し、鉄道建設現場におけるデジタル技術の活用を工事の安全性向上の観点からも積極的に推進して、さらなる安全推進の取組を進める。</u>(5頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構職員向け技術研修の受講者数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 2,243人) ・ 学会等への応募・発表数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 472件) ・ 機構による業務成果を公表する場の開催数(前中期目標期間実績:平成30年度から令和3年度までの実績 24件)

○ インフラの海外展開に戦略的に取り組む必要があることから、民間事業者等と連携し、法人がシンクタンク的な機能を果たすなど機構の専門的知見を活用することを目標に盛り込んでどうか。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 鉄道建設等業務

⑤ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組

我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、機構は、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である。機構が有する土木、軌道、電気、機械等に関する同分野の技術力やノウハウ、それらの要素間を全体として調整する機能を広く総合的に活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、海外インフラ展開法及び同法に基づく基本方針に従い、関係府省、我が国事業者等と協力し、新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する事業性等の調査、測量、鉄道構造物や電気、機械設備等の設計、工事管理、試験及び研究（以下「海外高速鉄道調査等業務」という。）を行い、課題解決に向けた改善策を提言し、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図る。また、円滑な海外高速鉄道調査等業務の実施のため必要な場合は適切に出資を行う。出資を行った事業については、その事業の進捗状況や資金収支等を把握・評価するとともに、必要な場合には、国土交通省等と連携して、事業の改善に向けた措置を講じることにより、出資金の毀損の回避を図る。なお、海外高速鉄道調査等業務等の実施が民業圧迫にならないよう配慮する。インド高速鉄道計画については、国土交通省等関係者との緊密な連携の下で技術協力を行う。

また、我が国の鉄道システムの海外展開に向けた国、関係団体等による取組に対して、機構の技術力や経験を活用し、海外への専門家の派遣や各国の研修員の受入れ等、積極的に協力を行う。

さらに、海外高速鉄道調査等業務等の遂行に必要な技術力や経験の向上及び承継のため、必要な人材の確保や育成に向けた取組を行う。（6頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価指標等)

- ・ 我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外高速鉄道調査等の受注額（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 2.8億円）
- ・ 機構が海外高速鉄道調査等業務を行った結果参入した我が国事業者による鉄道システムの受注額（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 なし）
- ・ 専門家派遣数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 76人（15カ国・地域））
- ・ 研修員等受入数（前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 820人（22カ国・地域））

【国際観光振興機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ アフターコロナを見据えた世界的な競争の中で、日本への誘客を増やしていくためにも、訪日プロモーションの実施に当たっては、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、デジタルマーケティング等を活用し、国内外の事務所を活用した各国における海外旅行に対する意向、我が国における受け皿となる地域における観光客の受入れに対する意向等を把握・分析し、その結果を踏まえたプロモーション戦略の立案を推進すべきではないか。その際、海外事務所の活用の在り方を含め、国内外の専門人材の確保・育成に計画的に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 訪日マーケティング業務</p> <p><u>「明日の日本を支える観光ビジョン」等の政府方針やコロナによる旅行者側及び受入側の変化を踏まえ、旅行動向に関する各種公開統計及び機構が行う各種調査データ、海外事務所が収集する市場動向情報、デジタルマーケティングを活用・分析した上で、戦略を策定し、訪日旅行の認知率・興味関心度・想起率・予約率向上を目指し、ウェブサイト・SNSを通じた情報発信、デジタル広告等ターゲットに応じた適切な媒体での広告、訪日旅行関連記事等の露出促進を目的とした海外広報やメディア・インフルエンサー招請、訪日旅行商品造成や販売促進に資する旅行会社招請やセミナー・商談会、訪日旅行の予約促進のための航空会社・旅行会社との共同広告等の効果的な取組により訪日プロモーションの戦略的高度化を図る。</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル事業全体による延べリーチ数 ・ デジタル事業全体による延べエンゲージメント数 ・ SNSでの地方*コンテンツの投稿数 *地方=三大都市圏以外 ・ 海外メディア（在京海外メディア含む）へのコンタクト回数 ・ 商談会の参加者による評価（満足度） ・ セミナーの参加者による評価（満足度） ・ 航空会社・航空路線誘致関係者との商談・個別コンサルティング件数 <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p><u>政府目標の達成に向け、上述3. の事務・事業の展開に効率的・効果的な体制を構築するため、組織面では、本部・海外事務所の組織体制や業務分担の見直しや強化を行い、人材面では高付加価値旅行等今後強化する分野をはじめとするマーケティング部門や、独立行政法人に求められるDX推進や内部統制の強化に対応するための管理部門における人材の確保・育成を強化し、働きやすさやモチベーションの向上につながる取組の強化を進める。</u></p>

<p>○ 訪日客の受入環境の向上に向けて、例えば、受け皿となる観光地における地域交通や決済システムなどの現地のニーズや課題を把握して関係機関に働きかけを行うなど、課題の解決に貢献していくことを目標に加えてはどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (2) 国内支援業務（デスティネーションとしての魅力向上に向けた取組）</p> <p>① 地方への支援強化 機構の知見やノウハウ、海外事務所、本部と国内関係者との機能的ネットワークを最大限活用し、観光魅力の向上や地方によるプロモーションの高度化、持続可能な観光の推進に資する地方への支援を強化し、各地域のマーケティング力を高めることで、我が国のインバウンド推進の基盤強化を図る。 具体的には、広域連携DMOをはじめとするDMOや地方運輸局など各地域との連携強化、海外市場の最新動向や求められるコンテンツを踏まえた地域へのコンサルティング・情報提供、地方の観光コンテンツの募集・収集・海外への発信に取り組む。また、訪日客の受入環境の向上に向けて、受け皿となる観光地における地域交通や決済システムなどの現地のニーズや課題を把握して関係機関への情報提供による働きかけを通じて課題の解決に積極的に貢献する。</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構職員による国内関係者への個別コンサルティング件数 ・ 自治体・DMO等向けセミナー・研修会の回数 ・ 自治体・DMO等向けセミナー・研修会の参加者の評価 ・ 特定テーマの自治体・DMO等向けセミナー・研修会の回数（上記回数の内数） ・ 特定テーマの自治体・DMO等向けセミナー・研修会の参加者の評価（上記評価の内数） ・ SNSでの地方*コンテンツの投稿数 *地方=三大都市圏以外（再掲） ・ 把握した訪日客の受入環境に係るニーズや課題の関係機関への情報提供回数
<p>○ 訪日旅行の促進が地域経済の活性化や観光から派生する効果（旅行者が本国に戻って日本の製品を購入するなどの購買行動の変化）に貢献することも重要であり、例えば、伝統芸能や地域の特性を生かした伝統工芸などの地場産業の活用も含めた高付加価値旅行等を推進するため、関係機関と連携して取り組むことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項 (4) 関係機関との連携強化 農水省、環境省、文化庁、国税庁等をはじめとする関係省庁や在外公館、JETRO、JFなどの政府関係法人、地方自治体・DMOやインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、海外におけるイベントやセミナーの開催、情報発信、観光コンテンツの造成や受入環境の向上等に係る各種取組に対する助言等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な取組を実施する。<u>連携にあたっては、国内の観光以外の、伝統芸能、伝統工芸などの関連産業の活性化や、海外現地における日本関連の物販・サービス促進のシナジー効果を生み出すよう努める。</u></p>

【空港周辺整備機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人の存続期間が限られている一方で、今後、滑走路の増設・区域指定の変更に伴う申請の増加など業務増が発生する要素もあることから、法人が実施すべき業務を確実に処理するための手順など具体的な方法を明確にしておく必要があるのではないか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(2) 住宅騒音防止対策事業</p> <p>住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。（3頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内（前中期目標期間実績※ 最長処理日数59日） <p>(3) 移転補償事業</p> <p>移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。</p> <p>今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。（3・4頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内（前中期目標期間実績※ 最長処理日数268日）
<p>○ 運営会社への事業委託後にも、サービ</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p>

スの質を維持しつつ、事業を着実に実施していく観点から、法人が有する情報については、体系化した上で、デジタルデータとして承継することが重要ではないか。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定。」）及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

従って、滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構の廃止に向けた準備を行うものとする。（1・2頁）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設[※]」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。（2頁）

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価指標等）

- ・ 定期巡回による全施設月1回の点検実施（前中期目標期間実績[※] 全施設月1回の点検実施）
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年1回以上（前中期目標期間実績[※] 全貸借人との面談等 年1回以上実施）

※ 前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績

6. その他業務運営に関する重要事項

（4）運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事

	業の承継に向けた取組を推進していくこと。（6頁）
<p>○ 法人の存続期間を見据え、これまで法人が実施してきた空港の騒音対策事業や、民間への事業の引継ぎ等について、業務のノウハウや実績、教訓等を記録として作成することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項 (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 <u>今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。</u> <u>また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。（7頁）</u></p>